

第2号議案

**(仮称) 葦崎都市計画道路双葉・葦崎・清里幹線
(中部横断自動車道)の環境影響評価について**

(報告案件)

1. (仮称)(都)双葉・葦崎・清里幹線
(中部横断自動車道)の概要について
2. 環境影響評価と都市計画について
3. 環境影響評価と都市計画決定の手続きについて

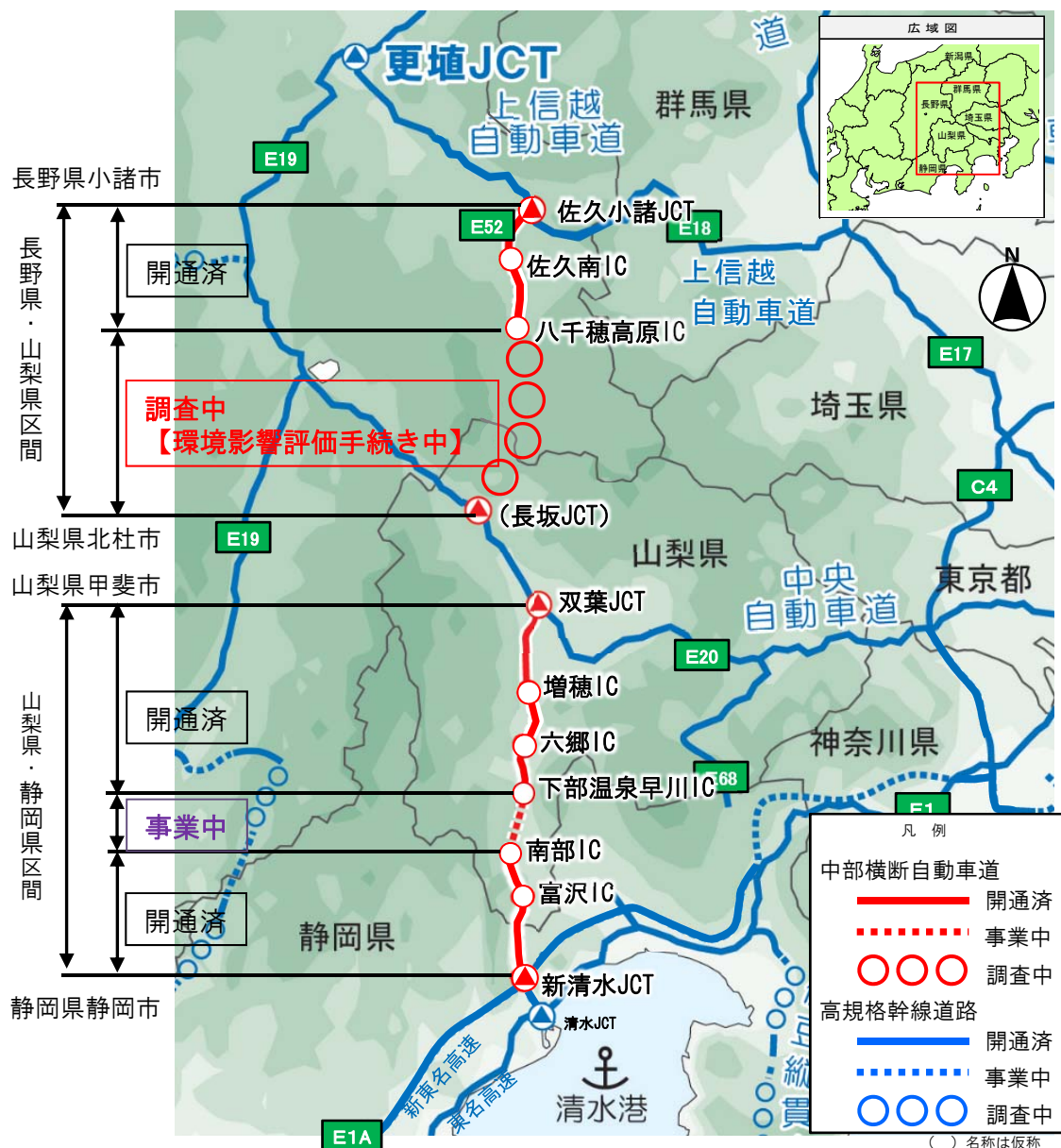
1. 中部横断自動車道の概要について

中部横断自動車道は、静岡県、山梨県、長野県の3県を通過する延長約132kmの高速自動車国道です。

山梨県・静岡県区間は、南部IC～下部温泉早川IC区間を除いて開通済みであり、残る区間につきましても、2021年夏頃の開通予定となっています。

長野県・山梨県区間につきましては、八千穂高原IC～佐久小諸JCT区間が開通しています。

中部横断自動車道で唯一事業化されていない**長坂JCT～八千穂高原IC区間**につきましては、現在、**環境影響評価の手続き**を行っております。



() 名称は仮称

2. 環境影響評価と都市計画について

環境影響評価制度とは

環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとする事業者が、その実施に先立ち、現在の環境を調査する中で事業の実施に伴って生ずる**環境に及ぼす影響について予測し、住民や行政機関（県など）から意見を聴きながら、環境の保全のための措置を検討するとともに、その結果を事業に反映する**ための制度です。

環境影響評価法では、規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業を「**第一種事業**」として環境影響評価を実施することとされており、**高速自動車国道は全ての事業が該当**します。

環境影響評価法による都市計画の特例について

山梨県では、中部横断自動車道（長野・山梨県区間）について、広域圏域及び県外との交流、連携、支援の強化のため「軸」となる路線として、「山梨県都市計画マスタープラン」にその整備について位置づけています。2県をまたぐ路線であることから、長野県と調整し、同時に**都市施設として都市計画決定**することとしました。

第一種事業等が都市施設として都市計画に定められる場合には、都市計画を決定する者（都市計画決定権者）が事業者に代わって環境影響評価の手続きを行います。この場合、**都市計画の手続きと並行して**進めていきます。

3. 環境影響評価と都市計画決定の手続きについて

環境影響評価と都市計画決定の手続きの流れ

